

違法な土砂の堆積禁止！



市または県から許可を得ずに、一定規模以上の土砂の堆積を行うことは条例違反です！

また、許可を得ていても許可基準等を遵守できない場合は違反となります。

過去に市内において違法堆積を行った事業者が有罪となった事例があります。

<お問合せ先> 所沢市環境クリーン部 環境対策課
TEL 04-2998-9230 FAX 04-2998-9195
e-mail : a9230@city.tokorozawa.lg.jp

所沢市土砂の堆積の規制に関する条例より

規制の体系

堆積面積 **500 m²以上3000 m²未満** **所沢市の許可**

許可基準等（一部抜粋）

土砂の高さ **2 m以内**
のり面の勾配 **垂直1 mに対する水平距離が2 m以下**
隣地との保安距離 **2 m以上**

罰則（一部抜粋）

無許可で堆積を行った者

中止命令、除却命令に
従わなかった者



**2年以下の懲役
又は
100万円以下の罰金**

改善命令、停止命令に
従わなかった者



**1年以下の懲役
又は
100万円以下の罰金**

※この紙が不要になりましたら、「雑がみ」としてお出してください。「雑がみ」は貴重な資源です。

令和7年7月作成